	検 証 事 案	 県の対応		個別評価(案)
年月日	事案		上体芯尤	四川町 一一 八米)
第 1 期 S54.12.26	(産業廃棄物処理業許可から硫化水素ガ) 1- 産業廃棄物処理業の許可等	〈発生まで(S54.12.26~H11.10.11)) S54.12.26 佐野正に対し産業廃棄物処理業許可	・当初は跡地利用計画として「果樹園を作る」と言って	・佐野正からの産廃処理施設設置届出および産廃
S57.7.13	1-	(最終処分業 品目:がれき類)	同意を求めてきた(住民資料) ・許可にあたり、地元自治会から同意書を提出されていた(県資料)	処理業許可申請に対する許可等には、問題はない
		S55.3.1 佐野正からの産業廃棄物処理施設設置届受理(最終処分場 A=9,781㎡、V=60,242㎡) S57.7.13 産業廃棄物処理業廃止届受理(法人組織切替えのため、佐野正への許可を廃止) S57.7.13 産業廃棄物処理施設廃止届受理(法人組織切替えのため、佐野正の施設を廃止) S57.7.13 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業許可最終処分業(品目:がれき類、廃プラ、ゴム〈ず、ガラ陶)収集運搬業(品目:がれき類、廃プラ、ゴム〈ず、ガラ陶) S57.7.13 佐野産業㈱からの産業廃棄物処理施設設置届受理(最終処分場 A=9,781㎡、V=30,712㎡)	・廃棄物処理の全てに問題があったのに、ガス化溶融炉は許可されている。いったい何があったのだろうか。(住民資料)	の関係が許認可に影響していると認めるに足りる証拠はないが、その点を払拭する対応ができていたかは不明。
S54 ~		S60.5.17 産業廃棄物処理施設変更届出 (最終処分場の拡大 A=23,386㎡ V=183,150㎡) H6.9.29 第2処分場設置許可 (A=8,652㎡ V=59,550㎡) ・県は平成2年頃から平成8年頃までRD社から産業廃棄物 処理実績報告書の提出を受けていたが、実績報告書に記載された埋立処理量について精査しなかった。		・届出・許可時の容量の把握は問題はなかったと思われるものの、その後提出されているRD社の実績報告書からは、埋立処理量が多いようにも見受けられるが、それを精査せずに漫然と受理したことは、RD社に対する監視が不十分でであったのではないか。
S61 ~	収集運搬の許可の保有	S61.9.17 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可収集運搬業(品目追加:燃えがら、無機性汚泥) S61.12.5 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可中間処理業(焼却)(品目:木〈ず) S63.2.29 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可収集運搬業(品目追加:有機性汚泥) H1.1.17 佐野産業㈱に対し産業廃棄物処理業変更許可中間処理業(焼却)(品目追加:汚泥、紙〈ず、ゴム〈ず、繊維〈ず、廃プラ、廃油、動植物性残さ) 収集運搬業(品目追加:廃油、動植物性残さ)	は多いわけであるから、その点は気をつけて指導していた(職員)	可を得て業務を行うことは、法的には問題はなく、適切であったのではないか。
H3.9 ~ H4.2	対応	H3.11.2 周辺住民より苦情「R D社が近くまで穴を掘り始めている」 R D社に電話確認。「粘土採取と、廃棄物処分のため掘削している(法許可の範囲内)。粘土採取部分は残土で埋め戻した」と主張 H3.12.3 周辺住民より再度苦情 現地調査で掘削作業確認。「一部許可区域を超えていても法に基づく届出対象外の軽微変更の範囲内」と主張	・この時点で掘削して変なものが埋められていないか調査するべきであった。(住民)	・許可区域外埋立ては、本来処分場の規模の変更 届出が必要な行為であり、明確な違反行為である から、業務停止命令を検討するべきであったのではないか。また、当初は県の中止を求める行政指導にも 従っていないことからも、文書指導に留めずに行政処 視野に入れた対応も検討すべきであったのではないか.

	検 証 事 案	ID a VI de		(H19.12.25)
年月日	<u> </u>	- 県の対応	主な意見	個別評価(案)
		H3.12.6 周辺住民より区域外埋立ての疑いについて苦情 現地調査で廃棄物の埋立てを確認。行為の中止を指 導 H3.12.12 周辺住民より区域外埋立てについて苦情 現地調査で埋立行為が継続されていることを確認。行 為の中止および埋立廃棄物の撤去(原状回復)を指導 H3.12.26 RD社が許可区域外埋立を認め、埋立廃棄物の 撤去と残土の埋め戻すことを報告 H4.2.1 RD社に対し許可区域外埋立等について適正処理 するよう文書指導 H4.2.20 RD社より指導内容を履行する旨の是正計画書が 提出される		・この時期において許可区域外の掘削跡の確認の 指導等を行わなかったことや、RD社に対する厳格な 措置を取らなかったことが、後に許可容量を大き〈超 える埋立てを許した遠因となったのではないか。
H6.9.29	1 - 第2処分場の設置許可等	59,550m³)を行った。 県は、H6.9.29に処理業変更届を受理		によって処理し、第2処分場の設置許可を行っている
H3 ~ H9	1 - ばい煙・ばいじんの苦情等に対する対応	H4.6.3立入り、原因廃棄物の焼却処分等を指導 H5.2.18 騒音及び悪臭苦情 電話確認、夜間の積載行為をやめるよう等指導 H5.9.8 悪臭苦情 H5.9.9立入り、悪臭源を適正に処理するよう指導 H6.6.10 ドラム缶保管の苦情 H6.6.14調査、苦情にあった医療系廃棄物は入っておらず、調査し報告するよう指導(H6.9.7RD社より報告書提出) H6.7.13 黒煙苦情 同日立入り、パーナー設定の徹底や原因調査について指導(H6.9.27RD社より顛末書提出) H6.10.17 悪臭およびばい煙苦情	・そんな対応はしていないと思うが、水蒸気をばい煙と間違えて苦情を受けるケースがあり、そういう場合もあるという説明はしていたかもしれない。(職員)・騒音の問題やなるべく黒煙を出さないような仕組みがとれないか、指導はしてきた。(職員)・悪臭の強い煮汁がピットに置いてあり、住民が通報してから9日間放っていた(住民)・野積みの、ジクログンゼンの付着していた廃プラを悪	ものの、18条照会や行政処分の検討を含め、積極的に法に基づく監督権限の行使を検討すべきであったのではないか。 ・苦情に対する対応に際し、その原因を積極的に究明し姿勢が県には欠けていたように思われるが、積極的な原因究明を行うことが、結果として問題の早期

				(H19.12.25)
年月日	事案	県の対応	主な意見	個別評価(案)
		H7.5.10 ばい煙苦情 立入り後、原因と対策を報告するよう指導(H7.5.19R D 社より報告書提出) H7.6.5 ばいじん苦情 立入り後、原因を報告するよう指導(H7.6.16R D社より報告書提出) H7.7.14 ばいじん苦情 立入り後、焼却炉の徹底的な見直しや社員教育の徹底等を指導(H7.9.13R D社より報告書提出) H8.6.12 すす(ばいじん)苦情 立入り後、焼却量の減少など対策検討を指導		
H7.5 ~ H8.3	1 - 不適正保管産業廃棄物に対する対応	是正計画を提出するよう求めた。RD社からはH7.5.24に残土系廃棄物50,000㎡(総量は100,000㎡)、木〈ず5,000㎡、廃プラ3,000㎡の適正処理を行う旨の改善・是正計画が提出された。RD社から提出された月別報告では、5月末日に廃プラの是正が完了、6.12に木〈ずの是正が完了しているとのこと。残土系廃棄物については、H7.7.22にRD社と協議を行い、有効活用を図るとともに埋立量を減らすためトロンメルの導入・選別がRD社より報告され、H7.8.21に是正計画の完了の報告がされた。・H8.4.30に処分場内の廃プラの保管場所からぼやが発生し、5.15には火災が発生した。これに対して同日、立入指導を実施し、5.17にはRD社から報告書が提出された。	・処分業許可の更新時期まで時間的余裕を与え、様子を見るとしたことは、一担当者の判断だけとは思えず、行政に強力な圧力がかけられていたのではないか。(住民資料) ・不適正保管や防火管理不備、掘削問題等の廃棄物処理業者としての基本的問題が山積していたにも係わらず、営業停止もさせずRD社を擁護する必要があったのか。行政の毅然とした態度が欠如している。(住民資料) ・廃プラ火災の際、RD社はダイオキシンのもとである燃え	から是正計画は提出されているが、是正されていないにもかかわらず行政処分を留保し再度口頭による行政指導に留めたことは不適切であったのではないか。・平成7年8月に一部是正完了後、残る残土系廃棄物について、平成8年5月になっても是正をさせず、なおかつ同年9月の許可更新時まで猶予を与えたことは不適切だったのではないか。・廃プラの火災の発生に対する対応については、その発生原因についての18条照会や行政処分を検討すべきであったのではないか。・立入検査に関し、時期は特定できないが、職員とアリングによると、事前通告して、立入検査を行う場合もあったとのことであるが、旧厚生省通知では、立入検査は原則抜き打ちで行うこととされており、RD社へ事前通告して行われた立入検査については、不正や違法行為の発見に全く支障がなかったとはいえないのではないか。
H8.9.7	1 - 産業廃棄物処分業等の更新許可	平成3年の廃棄物処理法の改正により、廃棄物処理業の許可有効期限が5年間と定められたことに伴い、RD社の産業廃棄物収集運搬業および産業廃棄物処分業の許可がH8.9.6をもって許可期限が到来するため、収集運搬業および処分業の更新許可が申請された。県はH8.8.30に立入検査を実施し、H8.9.7付けで許可を行った。		・長期にわたり産業廃棄物の不適正保管を行っていたにもかかわらず、更新許可をしたことについては、区域外掘削・埋立やばい煙についての住民からの苦情や、それに対する県の指導が繰り返されていたこと等の経緯も含めて勘案し、審査に際してはいわゆる「おそれ条項」の適用も検討すべきであったのではないか。

		T	Τ	(H19.12.25)
年月日		- 県の対応	主な意見	個別評価(案)
H10.7.3	1 - 改善命令および産業廃棄物処理施設の変更許可等	処分され、法面が計画勾配を超えており、廃棄物の飛散、流出の危険性があることから、H10.6.2に廃棄物処理法15条第5項に規定する技術上の基準に適合するよう改善を命じた。また、同日付で、産業廃棄物処理施設の変更許可を受けずに埋立面積および容量を超過したことは遺憾であるとして、文書指導を行った。この改善命令については、同日付け	であり、県は容量超過分を全て処分場外へ撤去させるべきであり、法を執行する行政機関としてあるまじき行為である。(住民)・容量超過分をどうするかは議論したが、1日の搬出可能台数の制約があり、その可能台数からすると、搬出に長い年数を要すること、また勾配がきつく、廃棄物が飛散流出するという恐れもあり、防災上の緊急性を優先し在来地での処分という方策を考えた。(職員)・超過分全てを場外搬出すると9年5ヶ月を要し、周辺生活環境への影響が予想される。県としては極力、周	・余剰廃棄物の変更許可による追認とセットになった 是正計画については受理せず、地元住民の理解と協力を得て、余剰廃棄物の全量撤去を行わせるべきであったのではないか。 ・余剰廃棄物の全量撤去を行わせたり、他に深掘りのような事例がないか調査していれば、埋立ての全
		変更許可内容(第1処分場) A=23,386㎡ 35,384㎡、V=183,150㎡ 292,943㎡ 変更許可内容(第2処分場) A=8,652㎡ 9,276㎡、V=59,550㎡ 122,437㎡ ・RD社は、焼却炉の更新として、ガス化溶融炉の導入を計画し、H10.6.12付けで産業廃棄物処理施設設置許可申請を行い、H10.7.3付けで許可を行った。	・ガス化溶融炉の設置許可が約3週間で下りたのは早すぎるのではないか。(住民資料) ・廃棄物処理の全てに問題があったのに、このような状態で許可できるわけがない。(住民資料) ・ガス化溶融炉の安全性が確認できていないのではないか。(住民資料) ・安全性については、テストプラントおよび実証炉における排ガスの性状や溶融スラグの溶出試験データなどによるメーカー保証値から、廃棄物処理法の焼却施設の構造基準を満足できると判断した。(県)	・ガス化溶融炉の新設許可は、産業廃棄物処理施設の設置手続に地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ改正法の施行を控えていたことから、その趣旨を踏まえて、改正法での設置手続を指導する等慎重な対応が必要であったのではないか。
第 2 期 H11.10~ H13.10	(硫化水素ガス発生から4項目の改善命令 2 1 硫化水素ガス発生後の対応 (県の調査等への対応)	H11.10.11に住民から警察署、消防署に「有毒ガスが発生している」との通報により、調査の結果処分場東側の排水溝より50ppmを超える硫化水素ガスが確認された。県は、住民団体からの緊急申し入れを受け、10.28共同して廃棄物サンプリング調査を行った。また、県では硫化水素発生原因の調査と対策を検討するため、H11.11.27に最終処分場硫化水素調査委員会を設置	処分場でも臭いはする」など、我々の言うことを一切認めない。(住民)・県の回答はいつも一緒であり、硫化水素といわず、「近くの工場の臭いやな」など、言いくるめられた。(住民)・「犬は死ぬものでしょう。人間がRDの横で倒れたら問題になりますね。それから考えましょう。」との県職員からの返事を聞いている。(住民)	されていた。 ・硫化水素ガス発生以前に、住民ヒアリングで指摘

	検証事案			(H19.12.25)
年月日	事案	- 県の対応	主な意見	個別評価(案)
	事業 (業者への対応)	硫化水素ガスの発生以来、RD社に対し改善命令の是正工事を中止するよう要請するとともに、発生原因について、調査実施計画を策定し、早急に原因究明のうえ改善を行うよう指導した。調査委員会からの助言を受け、県は、12月から1月に、排水管周辺の準備調査、ボーリング調査、ガス抜き管敷設のためのメッシュ調査を実施させた。また、県は平成12年1月にRD社に埋立品目確認のため法18条に基づく報告聴取を行うとともに、3月には、硫化水素除去実施計画に基づくガス抜き作業を開始させた。	・ビニールシート等があちこちに散在してても、県職員は見てみぬふりをしている。(住民) ・医療系プラスチックも過去は普通プラスチックとして搬入できたし、金属片、木〈ずも付着混入する可能性はある。目立ったものは、RD社に回収、適正処理を指導している。(職員)	・県の業者への一連の指導については、順次進められ、一定の対応がなされていた。 ・県は、原因者のRD社の責任で是正させることを前提に、一つひとつの問題の解決に取り組んできた。すべての住民要望を直ちに解決することは困難であるが、このような住民の要望を十分把握し、整理検討し、その内容を住民に知らせ、適切な対応策を講じながら問題を解決していく努力が不十分でなかったか。
H11.11 ~ H13.5	2 - 硫化水素調査委員会における対応	方や、環境化学の専門家であり長い研究活動を踏まえ過去の硫化水素問題に携わられた学識経験者にお願いした。また、委員会の委員長は委員の互選により決定された。	て近い人物)を硫化水素調査委員会の委員長にしたのは、県の見識が問われる。(住民) ・委員会の非公開理由、議事録を作成しない理由などの照会に対する県からの回答は、お役所答弁のような返答しかない。(住民) ・RD社にかかわる審査会の委員であることはあとから知ったが、事前に承知して意図的に選任したわけでない。(職員)	を検討するため設置され、委員は専門知識を有する 学識経験者から選任され、設置目的から選任に問題は見あたらない。 ・調査委員会は非公開とされ、県は、委員会終了後、報道機関や住民に会議資料の公開や検討結果の公表、概要の説明を実施しているが、委員会は、硫化水素の原因究明のため、科学的、専門的な見地から、事実解明がなされるので、非公開理由の意思形成に与える影響は少ないと考えられ、住民不信を招かないよう、議論の過程から透明性を高め

		県の対応	主な意見	個別評価(案)
年月日	事案			
H11.12 ~ H12.12		せられた。 RD社は、H11.11.1に、県公害審査会に溶融炉等について調停を申し立て、住民側もH12.4.3調停を申し立て、調停期日を重ね、中間合意案が提示されたが、住民側が拒否し、	の稼働実績がなく、ガス漏れ事故の危険性も指摘されているにもかかわらず、住民には十分な説明がないので、地元住民の納得が得られるような安全の確認がなされるまで、建設を中止し、試運転をさせないで下さい。(住民資料)・ガス化溶融炉の安全性、事故時の責任追及および補償問題、危険性などについて十分な説明と討議を行うため、県主催でRD社も交えた合同説明会を開催してほしい。(住民資料)・ガス化溶融炉に対しても、住民の皆さんの不安を解消することが基本でなければならないという認識に立っているので、そのため化学的な検証をもとに厳正に対応する	信、溶融炉への不安の高まりを受け、事実上、住民の理解が得られない限り、使用前検査を行わないとし、住民への一定対応は行っていると思われる。・住民からの要望に対する回答等において、やや丁寧な説明に欠けていた点も見受けられ、反省すべき
H12.4 ~ H12.6		栗東市に対し、地元住民より経堂池の水質浄化や浚渫等の要望がなされてきた。(経堂池については、H11.9.8およびH11.17に、栗東町(当時)において底質調査および水質調査が行われ、環境基準等に比して特に問題がなかった。)	げ腰の回答しかしない。(住民) ・池には汚染されてヘドロがたまり、R D社を監督してきた 県に責任がある。	るRD社の破産後の調査でも、環境基準を満たして

		ID A LI C		(H19.12.25)
年月日	事案	- 県の対応	主な意見	個別評価(案)
H12.12 ~ H13.5	2 - 地下水および掘削委託調査に対する対応	県は、硫化水素問題の実態解明にあたり、硫化水素調査委員会からの助言を得てRD社に実態解明のための調査を実施させてきたが、県においても実態解明のための調査を行うこととした。調査は、 硫化水素発生原因究明に係る廃棄物の分析を行うための掘削調査(第2号)、 処分場に起因する地下水への影響把握のための地下水等調査(第1号)を実施した。	後に揮発性有機化合物を測るという違法な手法によるため、不適正と考えられ、分析には役立たなかった。(住民)・国で決めた検査法は、風乾や熱を加えてはいけないとあるので、県は間違いでな〈意識的にやったのではないか。(住民)・すごい刺激臭、揮発臭のある掘り出した廃棄物の中に有害なものがあるか、県の調査でこのことが明らかになれば、問題は早〈解決した。(住民)・掘削調査については、当時全国的にもこのような視点からの調査はな〈、廃棄物を分別し、その部位ごとに内容物を分析する方法が最適と考え実施したもので、硫	経費を負担させて対応させるのを原則としてきたが、 請願が採択され、県自ら積極的に緊急に予備費で 各調査に対応した。 ・県の掘削調査では、硫化水素の発生原因の究明 は概ね達成されたが、公定法であるJISの規定によ らない廃棄物分析の結果は、廃棄物中の含有実態 を正確に表していないものと抗議を受け、県議会でも 謝罪されており、適正を欠くものと認められるのではないか。 ・二つの調査業務の成果物が重複していると指摘されたが、仕様書と成果物を照らし合わせたところ、成 果物には参考に添付され重複しているが、分析経費 面で重複して計上していないことが認められた。
H13.2	2 - 埋設ドラム缶の情報に対する対応	H12頃、住民団体からRD社元従業員から聴き取った内容として、処分場内に大量のドラム缶や医療系廃棄物、汚泥、焼却灰等が埋め立てられたとの情報が県に寄せられた。県は証言の内容を確認するために、証言者に直接話を聞きたい旨住民団体に申し入れたが、実現しなかった。その後、H13改善命令を履行したRD社に対し実態の解明を強く求め、調査を実施させたところ、西市道側平坦部から、H17.9.30に圧縮または破損したドラム缶5個が、H17.12.16から22にかけての追加調査で、破損し、潰れたドラム缶105個(9月30日に発見された5個を含む)、 潰れた一斗缶69個、 油状内容物の入ったポリタンク1個等を確認した。	十分、本人聴取が必要として、聞き流し、調査をしなかった。(住民) ・場所を提示したが、県は元従業員からの証言集でなく、直接聞かないとわからないとして、放置したまま何も対応していない。(住民) ・情報は聞いていたが、行政が動くには、確固たる証拠がないと動けず、元従業員に会わせてもらうなど、根拠を示すようにやり取りをずっと継続していた。(職員)	でないか。

	検 証 事 案	IB o ₩ ÷	**************************************	(H19.12.25)
年月日	事案	県の対応	主な意見	個別評価(案)
H13.9.7 2		行った。(なお、処分業のうち焼却業に関しては、最終処分場と同一地であり硫化水素ガスへの対応に取り組む必要が	県がRDに交付している産業廃棄物処理に関するすべての免許を停止することを要請する。(住民資料) ・RD最終処分場の諸問題が解決するまで免許更新を許可しないで〈ださい。(住民資料) ・産業廃棄物処分業および収集運搬業許可の更新申請があった場合、その事業の用に供する施設および能力	務超過に陥っており、許可の基準の一つである経理的基礎について旧厚生省通知は「財政状態については、少なくとも債務超過の状態でないことが相当」としており、許可するという判断に当たっては、少なくとも同通知にあるように、金融機関等からの融資の状況を証明する書類や中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させるなど、経理的基礎を有する
H13.9.25 2		処分場隣接地にRD社が兵庫県尼崎市の事業場から放射性廃棄物の処分を受託し、埋立処分を行ったとの情報があり、当該事業所から事情聴取を行った結果に基づき、調査を行ったところ、H12.6.22のRD社の掘削により、当該事業所の産業廃棄物の一部(チタン酸カリウムの焼成に際して使用された廃トレー)が発見された。当該廃棄物はH5.11月からH7.5月にかけて、RD社の最終処分場の区域外で埋立処分されたことが判明したことから、県は、当該廃棄物を撤去の上適正に処理することについて文書指導を行った。(なお、RD社の掘削時に当該廃棄物の放射線量測定を行ったところ問題はなかった。) また、当該行為に対して、H13.9.25に最終処分場の規模変更届出義務に違反したとして事業の全部停止(30日間)処分を発令した。さらに、硫化水素問題等の発生しているRD社小野事業所において許可期限を残す特別管理産業廃棄物処分業について、社会的にも無用の混乱を生ずるおそれがあるため、同日付けで特別管理産業廃棄物処分業の廃止届を提出するよう文書指導を行った。	30日間の営業停止とした。(職員)	・業務停止処分は、平成13年5月15日付け、環廃産第260号の「行政処分の指針について」の通知に基づきなされており、適正であった。 ・併せて、平成15年6月27日まで有効の特別管理産業廃棄物処分業の許可の廃止届の提出を求める文書指導がされているが、平成12年1月の自粛要請以降、遅くとも産廃処分業の許可の更新時期の平成13年9月7日の際には行われる必要があったのではないか。
第 3 期		26 ~ H18.6.19))		
	- 業者への改善命令	処分場内から発生した硫化水素ガスに対する抜本的な対策が講じられていないことや、H13.1月に実施した県の周縁地下水、浸透水調査結果により水質が維持管理基準に適合していないこと、また、H10年度に判明した第2処分場内の深掘りによる地下水汚染の可能性が高いことなどから、H13.12.26日に、平成10年の深掘り箇所における浸透水の流出防止対策、処分場内の汚濁水および浸透水を処理する水処理施設の設置、住宅近接側法面の20m後退など悪臭発散防止対策、上記対策に先立つ沈砂池の設置を内容とする改善命令を発令した。	できず、不適正処理とまでいえなかったので、維持管理基準に適合していない観点から改善命令を出した。(職員)・県は、RD社への改善命令を期限延長しないという約束を守っていない。(住民)・の改善命令については、地元住民との調整に日時を要している。の改善命令については、重機掘削の拡大や追加工事の実施などにより日時を要している。(県)・県は、環境汚染を承知でセメントを注入、石膏ボードをそのまま埋め戻しさせた。(住民)	合しない産廃処分が行われた事実がないため、改善命令を発したのは適正であった。 ・水処理施設完成後、実際に浸透水等の水処理が本格的に行われていないことについて、改善命令の実効性の確保やその発動が地元との協議を踏まえていることから、地元に理解と協力を得るための説明の努力が必要であったのではないか。 ・RD社に対する改善命令の履行期間の延長は、住民調整や掘削の拡大・追加工事などの理由によるも

	検 証 事 案	III o ti c		(H19.12.25)
年月日	事案	県の対応	主な意見	個別評価(案)
		H14.11 および にかかる本体工事完了 H15.11.5 にかかる工事事前調査実施 H15.12.4 にかかる工事着工 H16.3.10 にかかる工事一定完了 H16.11.25 にかかる工事着手 H17.3.8 にかかる薬液注入工事開始 H17.3.31 の履行期限延長承認(H17.3.31 H17.6.30) H17.4.27 にかかる薬液注入工事完了 H17.5.6 にかかる埋戻工事開始 H17.6.30 にかかる工事一定完了 なお、 にかかる埋戻工事については、地域住民が「現行法基準に違反する廃棄物を埋め戻した」として、知事を告発したが、H19.4.18付けで不起訴となっている。		
H14.6 ~ H14.12	3 - 高アルカリ物質の流出等に対する対応	周辺住民から寄せられた、処分場から高アルカリの排水が流されているとの情報によりH14.5.24に処分場内の6箇所から採水・分析の結果、1箇所の排水管からpH11.4の排水が確認された。このため、RD社に対し原因の特定と原因物の除去を目的とした調査を行うことを指導した。調査はH14.8.6からH14.10.31まで行われ、高pH原因物(セメント系の廃棄物と考えられる)約1,650㎡を撤去させることとした。	かかわらず、PHが下がらないことを検証していない。(住民) ・RD社による沈砂池工事の中で、重機で掘削し、原因物を撤去させた。(県) ・平成15年度より、処分場周縁地下水等のモニタリン	・除去後の是正効果については、モニタリング調査を実施しているが、ph値が依然として比較的高く、かつ水処理施設が本格稼働していない状況では、住民の理解は得られないことになり、それにかわる対策が必要かどうかを含め、対応を検討をする必要があったのではないか。

検証事案 年月日 事案	- 県の対応	主な意見	個別評価(案)
H18.4.12 3 - 業者への措置命令	破損し、潰れたドラム缶105個(9月30日に発見された5	残っているであろうドラム缶と周囲の汚染廃棄物・土壌の撤去、証言者が述べている他の場所のドラム缶と汚染廃棄物・土壌の撤去をRDにさせることを求めます。	・安定型最終処分場で、本来埋立処分できない産業廃棄物のドラム缶および木〈ずを埋設処分した行為は、法第14条第12項に違反しており、県が、生活環境保全上の支障が生じないように、RD社等に命じた措置命令は適正であった。

総合評価		
改善事項		